

第2章の1 丁石始端点（1）／起点記念碑発見と位置検証

本章は「M1；丁石起点記念碑 『道路原標』 打点地」を取り上げる。

本通りに里程標としての丁石があることは以前から広く知られる存在であった。そして、**最終の一つ手前『九十五丁』（石）**は道に顔を出しており、その存在は知る人ぞ知る状況にあった。しかし、後記起点記念碑を発見するまでは、本通りの所々に点在する里程標としての丁石を見て、様々な説——九十五丁とか、九十八丁とか、切りのいい百丁、あるいは、もっともらしい百八丁などの声があり、正確に最終何丁まであるかを把握しておらず不明であった。

1. 一人歩きする嘘

もっともらしいことの証拠の一面を図－1に示す。



図－1 a



図－1 b

図－1 a に——1983（S58）年9月9日（金）山形新聞報道——「この道は高清水通り九十八丁とも呼ばれた。」と書かれており、固有事情は新聞記者が勝手に記述する訳がないから、この時登った地元6人中の誰かが断定的に発言したのだろう。何を根拠に九十八丁だったのか？

また、図－1 b——2023(R5)年5月18日（木）撮影の案内板は、「口之宮湯殿山神社」境内一角にある最初の本通り道標に並置していたもので、制作後10年以上は経過しているはずだが、「95丁目までの町石が設置されている。」と断定している。「目」を付けた意味合いは個体の順番・順序でも間違いではないだろうが、普通はエリア・地区という面的な意味合いを以って使うだろうが。はて、丁を町と理解すれば「目」（エリア）も有りかとなる。すると、「丁」は里程・距離を表す意味（単位）ということを本当に理解していたのだろうか。なお、95の根拠は、以前から「九十五丁」は地表に表れており、皆に知れ渡っていたからであろうか。

これまでは図－1のことが真しやかに流布されて来たのである。そして今日まで時が過ぎて来たのである。すると、おいおい記述するが、①2018（平成30）年11月15日（木）の基点記念碑の発見と、②2022（令和4）年9月10（土）の「九十六丁」（石）の発見は、それらをことごとく覆し、如何に

重要な発見だったかということが改めて認識させられる。今となっては滑稽というものだが、しかし、やむを得ない面があったのだ。

したがって、この二つ①②の出来事については率直に評価すべきものである。

2. 発見と解説／大きく動かした重大な引き金

さて、時が過ぎ、2018（平成30）年11月15日（木）「大黒森プロジェクト」メンバーの布川浩久さん——河北町西里673永昌寺の副住職（当時）——が、「口之宮湯殿山神社」境内の一角に半分埋まっていた図(表)－2写真のと通りの石を発見していた。しかし、発見したのにも係らず、地元ではきちんと刻字碑文を解説し、活字化していなかった。

その4年後、T-FMO結成後の2022(R4)年8月15日（月）に、大沼は村山民俗学会員の市村幸夫さんの協力の元で活字化を図り、文政五（1822）年に建立し『^{これよりたかしみずまで}従是高清水迄[、]九十六丁[、]處^{しよ・ところ}』と刻字された石碑、すなわち、起点記念碑であることを突き止めたのである、そして共有化を図ったのである。

ここに頑として動かぬ重要証拠が顕現したのである。里程標としての目印丁石を、ここを起点とし（ここから始まって）「高清水」という所まで「九十六丁」あって、その間に96体の丁石を奉納安置したとする記録の記念碑である。『高清水』という目標地点（目的地）と『九十六丁』という数を特定している。この発見とその解説は、本件ものがたりを次の新たなステージに引き上げるトリガーになったのである。「處」は基礎という深い意味合いを持つが、始めの基礎としてこの起点記念碑をここに置き、九十六丁先を終わりの基礎とし、そこに九十六丁(石)を置いたということを宣言したものであろう。

これにより、ここにおいて図－1に係る従来の諸説は全て否定された、退けられたのである。

	文政五^午年 達磨寺村 里先達 不動院 山先達 長清坊 従是高清水迄九十六丁處 七月吉日 世話人 佐藤九右衛門 原田善兵衛 佐竹傳兵衛	起点記念碑 (西暦 1822 年建立)
高さ 66cm 幅 30cm 厚さ 20cm		

図(表)－2

2018（平成30）年11月15日（木）の発見日は建立から196年目であったのだが、何と九十六丁の『96』と一致するではないか。

この解説により、

この石碑に出て来る5名はどこの人で、どんな身分だったのか？
しからば、「高清水」とはどこなのか？
『九十六丁』石はどこにあるのか？
九十六体あるはずの丁石の現存は幾つ確認しているのか？
この起点記念碑を設置した位置の意味合いは何なのか？

等の様々な疑問・問題意識が持ち上がり、後の大きな議論・考察に発展せしめたものである。

3. 起点記念碑設置位置の意味合い

2023(R5)年5月10日(水)、図-3のとおり、同碑の移設再設置を行った。図中、風吹沢鉾山への点線ルートは後記図-8に繋がり古道道型がしっかり残っている。

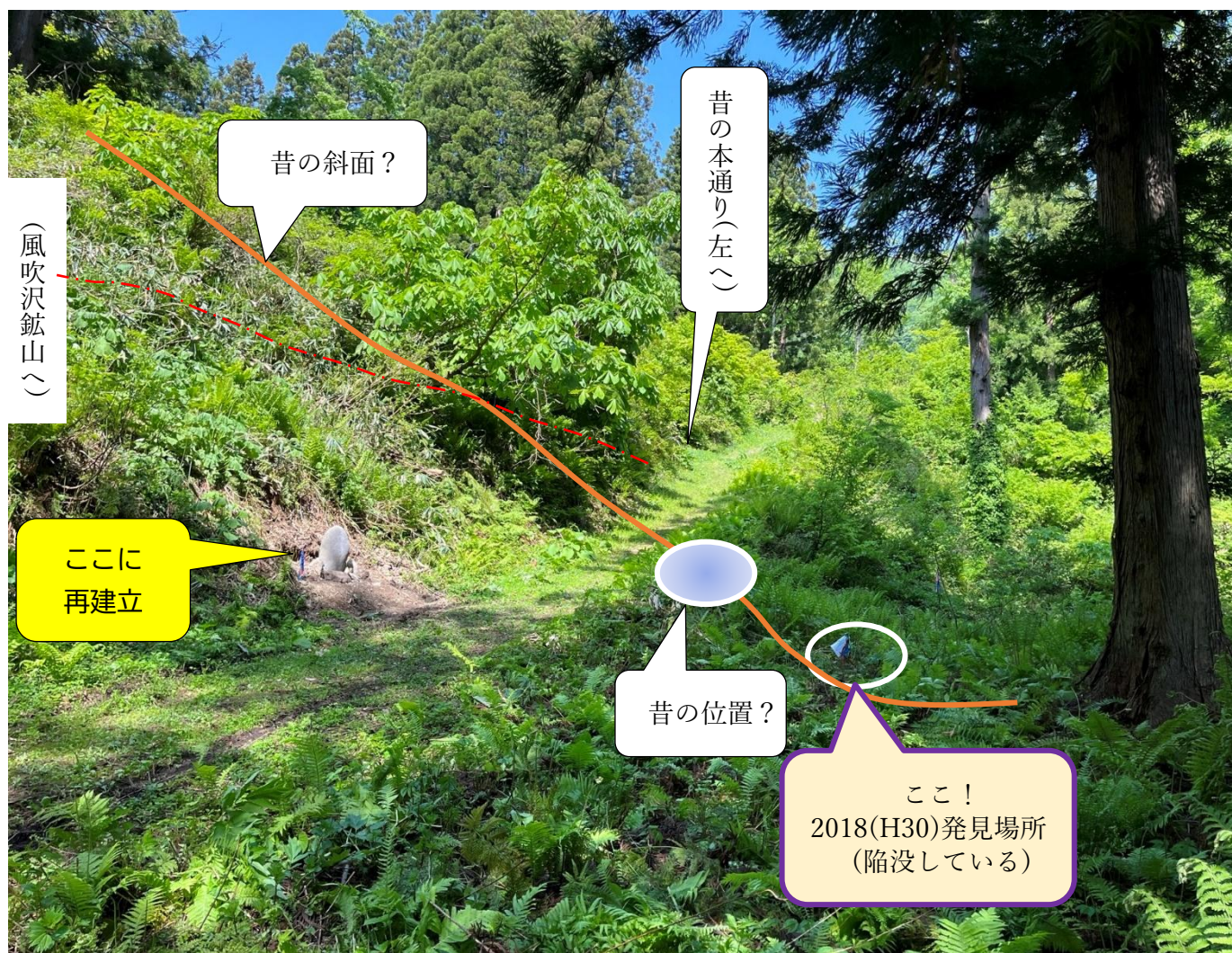


図-3

(1) 発見後の変遷



図－4 a



図－4 b



図－4 c

2018(H30) 年 11 月 15 日 (木) の発見場所は前頁図－3 中「ここ！」の位置であるが、その直後の状態が図－4 a (布施範行が撮影) であり、その位置は今も陥没している。その後、2 m ほど離れた杉木の根本 (図－4 b) に移設し、さらに、最初の道標脇 (図－4 c) に移設・仮置きして来たが、この度、前記図－3 中本場所に再設置したものである。なお、見るとおりいずれも不安定な状態であった。

(2) 再建立作業

図－5 は作業中と完了後正面の状況である。起点記念碑の根本を固めた石は寒河江川から運んだものであり、蓮華の花びらを模している。



図－5

(3) 考慮の点

再設置に当っては次の点を考慮した。

- ✓ 1 ; 2018 (平成 30) 年 11 月 15 日 (木) 発見時の場所を最大限尊重すること。その地は倒伏した長年の重みで窪んでいる。
- ✓ 2 ; 発見場所は現道と比較して一段低いことから水はけが悪いこと。
- ✓ 3 ; 発見場所は夏場の草木繁茂期にはその背丈に隠れて分かり難くなること。

- ✓ 4；文政五年（西暦 1822 年）建立時の厳密に正確な位置は分からないが、後記の考証を踏まえ現況に照らしてここらを起点と見て大きな間違いは無いと判断出来ること。ここを起点として、[高清水]（九十六丁地点）までは、GPS 測定で距離約 10,530m の所にあり、理論値 $109\text{m}/\text{丁} \times 96 \text{ 体} = 10,464\text{m}$ とほぼ一致すること。

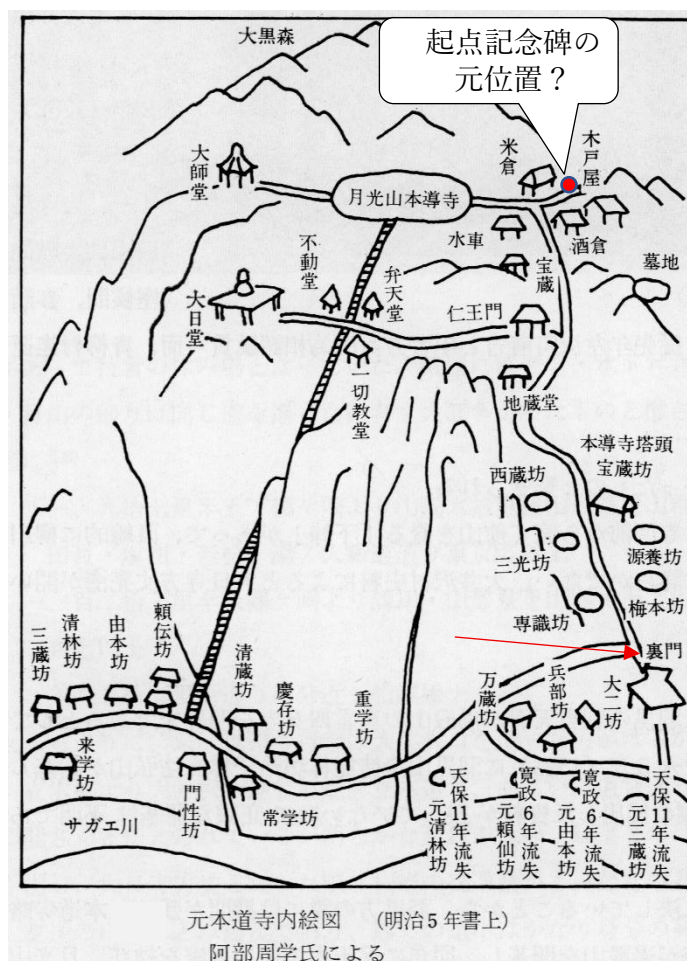
その上で、今後長年に渡り、人目に付き易い位置として、発見時地点から現道の反対側法面に設置した。なお、一冬を越し雪の影響を見て、必要であれば所要の対策を講ずることとしたが、翌年春は倒伏せず問題ないことが分かった。

（4）十文字交差「道路元標」打点地

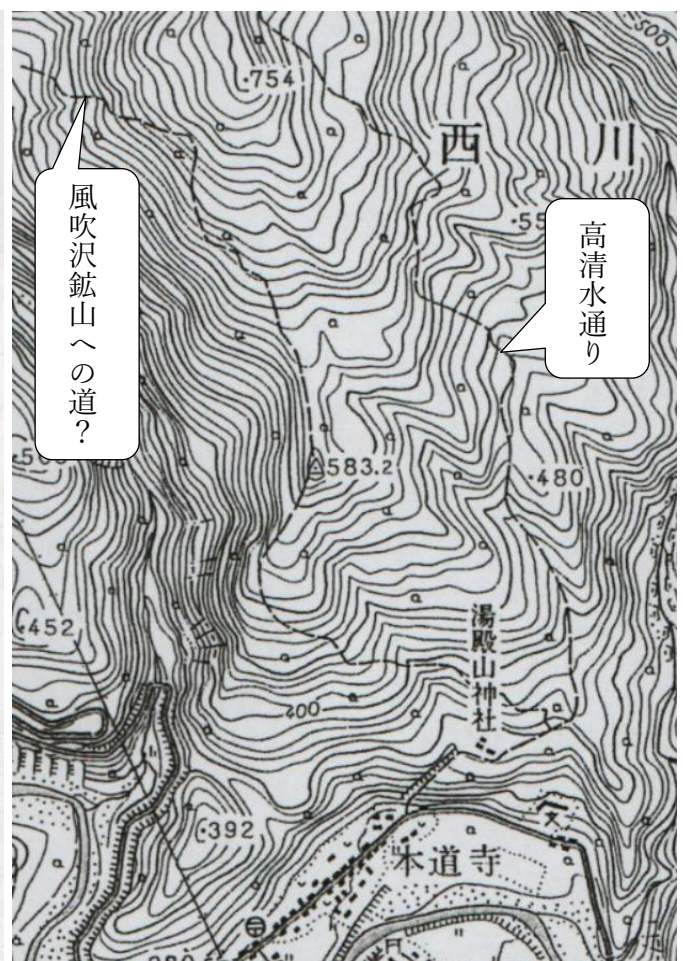
それでは、なぜに、この地点・位置が起点記念設置に相応しい場所と設定したのか。

西川町史——編集資料第八号（二）P41～他、歴史の道調査報告書、その他古絵図等を念頭に、旧本道寺の境内、本道寺門前宿坊街を俯瞰し、また、残存する古い道型を踏まえて検討した。

検討するに当って参考にした資料を取り上げる。図－6 は「出羽三山・葉山」（山形県総合学術調査会）に掲載の絵図である、明治五年のものだが、江戸時代に書かれた古絵図と照合しても大方このとおりである。



図－6



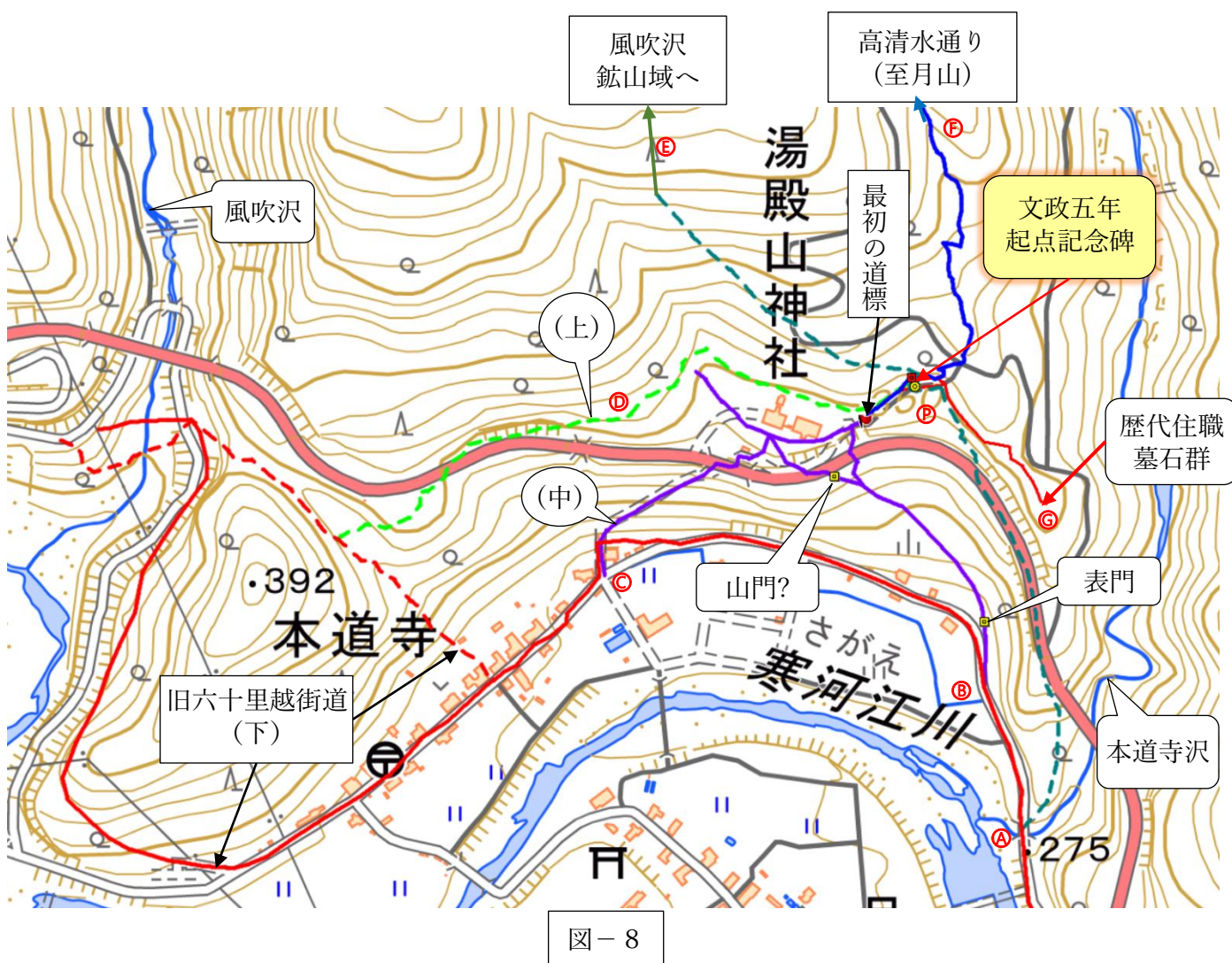
図－7

図－7 は国土地理院地形図——昭和 45 年測量、昭和 47 年 5 月 30 日発行——であり取り上げた理由は次のとおり。江戸時代に風吹沢流域で二つの鉦山開発——上流域に船ヶ沢鉛山、中流域に風吹沢銅山

——の史実があり、それらに行くと思われる古道が記述されている、なお、これより古い地形図には記載されていない。この地形図と GPS トラックログと今の国土地理院地形図の 3 点を照合すると、間違いなく風吹沢鉾山帯域への古道である。

ここで、布施範行はこれらを凝視する中であるヒラメキがあった。図－6 中の「木戸屋」とは何か？である。「きごや」と読めば芝・木材類の倉庫と思っていたが、「きどや」と読めば、いわゆる柵門・番所・関所機能——通行人の監視規制を担った「木戸」ではなかったのか？ということになった。

そこで、2023(令和 5)年 5 月 3 日(水)の 4 人——布施・宮林・山内^{豊雄}・大沼による現地踏査、および 2023(令和 5)年 5 月 18 日(木)の 2 人——布施・大沼による現地踏査(GPS トラックログを記録)を実施した。それらを踏まえて、通行道・参詣道のルートを想定したのが図－8 である。江戸後期のある一時期という切り口で想定しているが、時代によって変わり、これに書かれていない道もあったということはあるであろう。



図－8

図－8 における起点記念碑周辺に拡大視点をを入れてデフォルメ概念図化したのが図－9 である。

等には明示されていないが、いずれにしても旧本道寺境内にその関所機能を有する門があったということであろう。

4. 考察

霊地聖域には関係者以外の立ち入りは出来ない。また、肉・魚介類等の生物を持ち込んだりすることも許されなかったはずである。

その1；

□1；⑨～⑭ルート（本道寺境内裏側、上道と称された道の一部か。）は、主に、地元住民の作業道、あるいは、寒河江川氾濫水害に伴う六十里越街道流出時の避難路（バイパス）などに供したもののだろうか。

□2；①～⑨ルート（上道と称された道の一部か。）は、上記に加えて、高清水通り上流部や風吹沢流域の鉾山開発関係者の往来に供したもののだろうか。

□3；生物を持参した商人は①～⑨～⑭の上道を通ったのだろうか。

行者は門前宿坊において、参詣や入山に係る所要の料金や手続きを得て、山先達が誘導したことから、参詣専用道の高清水通りには何ら問題なく入れたことだろう。

問題は、歴史の一時期ではあろうが、鉾山開発関係者（山師）の入山をどのように捉えていたのかということ。神仏^{かみほとけ}の住まう御山を一部といえども掘削することに対する祟り・恐れ——やがては畏敬・畏怖に繋がる——と、他方で人夫・作業員の雇用創出という現実的な利得とのはざまでどのように取り扱ったのか。西川町史を見ると山師に対する神経質なほどの眼差しと、村民をも含めて厳格な掟を以って対応したことが窺われる。

高清水通りの基本的位置付けは参詣専用道ではあるが、①～⑨木戸～⑭の風吹沢ルートや、①～⑨木戸～⑭本通りルートに立ち入りたい鉾山関係者に対しては、入山料を徴収して許可したのではないかと想像している、そのような考えは自然な気がする。この木戸で現金支払いとしたのか、誰か親方衆が取り纏めて徴収し一括支払ったのかはあろうが。

その2；以上を総合勘案し、「木戸屋」は「きどや」であり、柵門・番所・関所の機能——通行人の監視規制を担った「木戸」であつたろうと推察するに至っている。それが道との相対関係においては図9の状況であつたことだろうという推論である。なお、建物の構造は様々な様式・形態が考えられる。そうすると、起点記念碑は本通り木戸の外（北側）に設置したと想定出来る。さすれば、木戸は旧本道寺境内の仏（法）域と月山・湯殿山に至る神域との結界の役割をも担っていたことになる。同碑はその結界の神域入り口の点に位置する。これはとても妥当なことである。その理由は、別記した羽黒山の丁石（参考）」のとおり、そこでは随神門（旧仁王門）を潜った直ぐの所、つまり、神域に入った直後に設置している。

いわば、本通りとそれらの道が交差する、広い意味での十文字・交差点に起点記念碑を設置・建立した、と想定している。起点記念碑はここで交流・交錯する人達の安全見守りと案内役を担っていたのであろう。さらには、何らかの意図を加えてこの位置に重要な意味を込めたということだろうか。いずれにしても、高清水通りにおいては、この起点記念碑の地点は様々な思惑を抱えた色んな人々の離合集散の基点、今でいう「道路原標」打点地という捉え方をしていたのだろう。また、別の視点からは、俗域・神域の結界という点では、ここが第一結果点、九十六丁石を配置した元高清水は第二結果点と見做していたのではなかろうか。

【 参 考 】 表門のこと

明治元(1868)年九月戊辰の役で焼失した旧本道寺において残った表門のこと。

1) 移転

元は図－12b P1 の場所にあったが、大正初期に同図 a P2 に移設し現在に至るということである。西川町史編集資料第八号（四）113 頁より図(表)－11 のとおりに抜粋する。

(三三) 表門移転之儀二付願

西村山郡本道寺村大字本道寺

無格湯殿山神社

登録番号 九一七

登録年月日 明治四拾壺年七月七日

一表門 杵棟

構造 母屋造榎材屋根木羽葺

建坪 七坪

所在地 西村山郡本道寺村大字本道寺官有地

反別五町七反四畝七歩境内

右建物ハ、古来當神社ニ於テ建設致シ居候處、接続附近ノ国有土地立木ハ改租ノ際、當社ニ於テ上地セシ縁故ヲ以テ、特売拂下申請セシモ、今回他ノ個人ヘ拂下認可相成候二付、不日伐採致シ候場合ハ、潰^{くわいたう＝倒壊}倒^{＝倒壊}ヲ免カレサル恐レハ境内ノ風致モ増シ候間、移転ノ義御聞届被成下度崇敬人惣代連署ヲ以テ、此段奉願候也。

西村山郡本道寺村大字本道寺

無格湯殿山神社

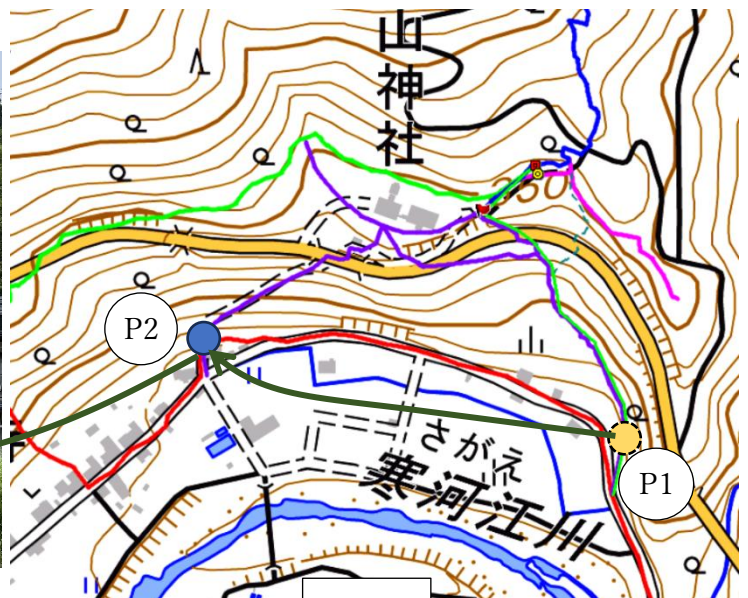
太正四年六月社掌 宝沢久清

山形県知事 小田切磐太郎殿

図(表)－11



図－12a



図－12b

2) 表と裏

焼失直後の絵図・図-13aには「表門」と記述されている。ところが前記図-6は同図bと同じもの(同図cの抜粋)で「裏門」と書かれている。

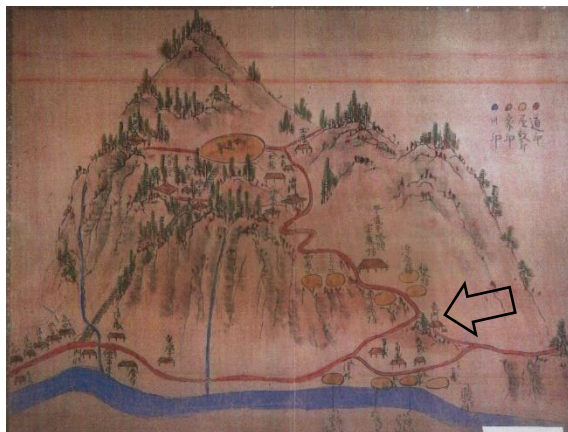


図-13a

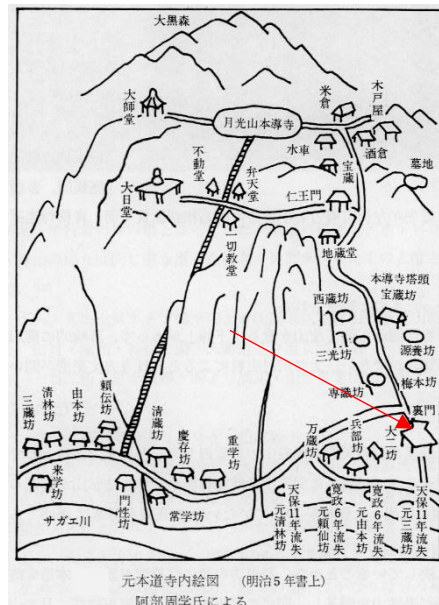


図-13b

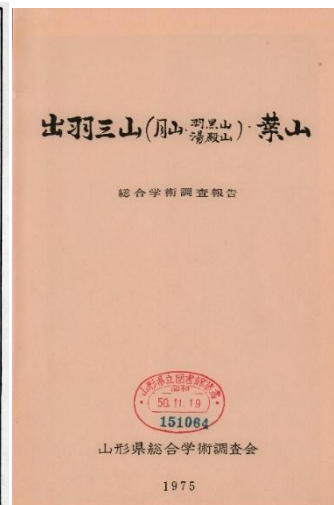


図-13c

同じ物を指すのにも係らず表と裏の正反対の表現である。六十里越街道において山形側から境内(門前集落)に入る人からみれば表門だろうが、本道寺集落から見て東の方の端に近い所を見れば裏門となるかもしれない。どちらにしても間違いではないが、真逆の位置付けになったのである。世の中で伝言ゲームに似たよくある話に通底する。現地現物を目前で共有せず、机上の議論ですれ違いから争い至る状況が想起される。

<end>